

高齢者
くらしのガイド
(令和7年度改訂版)



高齢者地域包括ケア推進課
(令和7年10月末現在)

本冊子には、令和7年10月末現在の情報が掲載されています。サービスの内容が変更になっている場合もございますので、活用をご検討の際は、まず各担当課にお問い合わせください。

目 次

1 相談

高齢者相談窓口「地域包括支援センター」	1～2
福祉まるごと相談	3
生活や福祉サービスの相談	3～4
こころとからだの健康相談	5～6
もの忘れ相談	6
消費生活相談	6
成年後見制度の相談	7～8
高齢者虐待の相談・通報	8
福祉サービスの苦情・相談	8
おひとりさま死後事務支援の相談	9
不動産担保型生活資金貸付制度の相談	10

2 介護保険

介護保険のお問い合わせ	11
介護保険サービス	11～13
高齢者保健福祉施設	13～16

3 介護保険外のサービス

(1) 日常生活のサポート

シルバーステッキ（杖）	17
シルバーパス（割引乗車券）	17
シルバーカー（手押し車式歩行補助器）	18
補聴器	18
自動消火装置	19
電磁調理器（卓上型一口タイプ）	19
高齢者配食サービス（元気サポート弁当）	20
紙おむつ	20
訪問理美容	21
寝具乾燥消毒	21

(2) 公衆浴場（銭湯）の割引

「ゆ～ゆ～湯」入浴証	22
公衆浴場（銭湯）入浴料金の割引「ふれあい家族入浴」	22
公衆浴場（銭湯）入浴料金の割引「イベント湯」	22

(3) 見守りサービス等

高齢者見守りキーホルダー・あんしんプリント	23
救急医療情報キット（保管容器）	24
高齢者見守りサービス助成	24
緊急通報システム（救急車の要請）	25
徘徊高齢者位置検索システム	25

(4) 住宅の改修

住宅の改修【予防給付】	26
住宅の改修【設備改修】	26
住宅の改修【階段昇降機設置】	27

(5) 災害に備えて

家具類転倒防止、窓ガラス等飛散防止工事費用の助成	28
耐震シェルター、防災ベッドの設置工事費用の助成	28
感震ブレーカー設置工事費用の助成	29
消火器・住宅用火災警報器購入費用の助成	30

(6) その他のサポート

あだち配食サービス協力店一覧のリーフレット配布	31
ヒアリングループ（難聴用磁気ループ）の貸出	31
車いすの貸出	32

4 地域で支える

地域の方々による生活のサポート事業	33
高齢者あんしん生活支援事業	34
おはよう訪問	35
絆のあんしん協力員による見守り・声かけ、話し相手	35
絆あんしんネットワークとは？	36～37

5 健康

各種健（検）診	38
インフルエンザの定期予防接種費用助成	38
肺炎球菌の定期予防接種費用助成	39
新型コロナウイルスの定期予防接種費用助成	39
帯状疱疹の定期予防接種費用助成	39
帯状疱疹の任意予防接種費用一部助成	40
健康づくり	40
マッサージ	41

6 後期高齢者医療	4 2
7 国民年金（老齢基礎年金）	4 2
8 住まい探し	
区営シルバーピア（高齢者集合住宅）	4 3
軽費老人ホーム（ケアハウス）	4 3
サービス付き高齢者向け住宅	4 4
お部屋さがしサポート	4 4
9 お祝い、趣味、学習、交流、社会参加、しごと	
長寿のお祝い	4 5
悠久館（住区センター・コミュニティセンター）	4 5
住区 de 団らん	4 6
悠久館一覧	4 6～4 8
学習センター	4 8～4 9
ふれあいサロン支援事業	5 0
元気応援ポイント事業（ボランティア活動交付金）	5 0
シルバー人材センター	5 0
老人クラブ	5 1

1 相 談

(1) 高齢者相談窓口「地域包括支援センター」

地域包括支援センターは、65歳からの健康や介護に関するさまざまな相談を受け付ける窓口です。窓口相談だけでなく、地域を回り、ご自宅へも伺いますので、元気なうちから、悩みの大きさに関わらずご相談ください。

<地域包括支援センター>

名 称	電話番号（上段） F A X（下段）	所 在 地	担 当 地 域
基 幹	5681-3373 5681-3374	梅島 2-1-20	梅島、中央本町 1 丁目、島根
あだち	3880-8155 3880-4466	足立 4-13-22	足立、中央本町 2 丁目、梅田 1 丁目
伊 興	5837-1280 5837-1282	伊興 3-7-4	伊興、東伊興、伊興本町、西伊興、西竹の塚
入 谷	3855-6362 3855-6399	入谷 9-15-18	入谷、舎人、古千谷、古千谷本町
扇	3856-7007 3856-1134	扇 1-52-23	扇、興野、本木東町、本木西町、本木南町、本木北町
江 北	6807-1604 5839-3643	江北 5-14-5 すこやかプラザ あだち 3 階	江北、堀之内
さ の	5682-0157 5682-0158	佐野 2-30-12	加平、北加平町、神明、神明南、辰沼、六木、佐野、大谷田 2-5 丁目
鹿 浜	5838-0825 5838-0826	皿沼 2-8-8	鹿浜、加賀、皿沼、谷在家、椿
新 田	3927-7288 3927-7289	新田 3-4-10	新田、宮城、小台
関 原	3889-1487 3887-1407	関原 2-10-10 ※ 令和 8 年 3 月 23 日に梅田 2-15-12 に 移転予定（移転後に 梅田に名称変更）	梅田 2-8 丁目

※ 緊急時24時間電話対応可 6807-2460

名称	電話番号（上段） F A X（下段）	所在地	担当地域
千住西	5244-0248 5244-0249	千住中居町 10-10	千住桜木、千住緑町、千住龍田町、千住中居町、千住宮元町、千住仲町、千住河原町、千住橋戸町
千寿の郷	3881-1691 3870-6717	柳原 1-25-15	柳原、千住関屋町、千住曙町、千住東1丁目
千住本町	3888-1510 5813-8336	千住 5-13-5 足立区生涯学習センター7階	千住、千住元町、千住大川町、千住寿町、千住柳町
中央本町	3852-0006 3886-0086	中央本町 4-14-20	中央本町 3-5 丁目、青井1・3-6 丁目、西加平
東和	5613-1200 5613-1201	東和 4-7-23	綾瀬、東綾瀬、谷中、東和1・3 丁目
中川	3605-4985 3605-9092	中川 4-2-14	東和 2・4・5 丁目、中川、大谷田1丁目
西綾瀬	5681-7650 5681-7657	西綾瀬 3-2-1	西綾瀬、弘道、青井 2 丁目
西新井	3898-8391 3898-8392	西新井 2-5-5	西新井、栗原
西新井本町	3856-6511 3856-5006	西新井本町 2-23-1	西新井本町、西新井栄町
はなはた	3883-0048 3883-0351	花畠 4-39-11	花畠、南花畠 5 丁目
一ツ家	3850-0300 3850-0370	一ツ家 4-2-15	平野、一ツ家、保塚町、六町、南花畠 1-4 丁目
日の出	3870-1184 3870-1244	日ノ出町 27-4-112	日ノ出町、千住旭町、千住東2丁目
保木間	3859-3965 3859-6730	保木間 5-23-20	西保木間、保木間、東保木間
本木関原	5845-3330 5845-3338	本木 1-4-10	関原、本木
六月	5242-0302 5242-0327	六月 1-6-1	六月、東六月町、竹の塚

(2) 福祉まるごと相談

「どこに相談すればよいか分からない」「複数の悩み・困りごとがある」「とにかく話だけでも聞いてほしい」など、内容や世代を問わず、「誰でもなんでも相談できる福祉窓口」です。心身の事情等で窓口に来ることが難しい場合は、相談員がご自宅等にお伺いし、ご相談をお受けします。

相談場所	曜日・時間	
東部拠点 (区役所別館1階)	月～金曜日、 第4日曜日(祝日含む)	午前9時～午後5時 (火・金曜日は午後7時まで)
西部拠点 (すこやかプラザ あだち3階)	月～金曜日、 第2土曜日(祝日含む)	

※ 上記以外の土・日曜日、祝日・年末年始を除く

問 先
■福祉まるごと相談課東部拠点担当(区役所別館1階) 電話 3880-5705 FAX 3880-5714
■福祉まるごと相談課西部拠点係(すこやかプラザ あだち3階) 電話 5888-4571 FAX 3899-1355

(3) 生活や福祉サービスの相談

生活保護の申請や、福祉サービスの相談をお受けします。

<足立福祉事務所>

名 称	電話番号(上段) F A X(下段)	所 在 地	担 当 地 域
中 部 第 一 福 祉 課	3880-5875 6806-3017	中央本町 4-5-2 3階	足立1-4丁目、梅田1-8丁目、興野1-2 丁目、栗原1-4丁目、関原1-3丁目、西 新井1-7丁目、西新井栄町1-3丁目、西 新井本町1-5丁目、本木北町、本木西 町、本木東町、本木南町、本木1-2丁目

名 称	電話番号（上段） F A X（下段）	所 在 地	担 当 地 域
中 部 第 二 福 祉 課	3 8 8 0 - 5 4 1 9 6 8 0 6 - 3 0 9 3	中央本町 4-5-2 2階	青井 1-6 丁目、梅島 1-3 丁目、弘道 1-2 丁目、島根 1-4 丁目、中央本町 1-5 丁目、西綾瀬 1-4 丁目、西加平 1-2 丁目、東六月町、一ツ家 1-4 丁目、平野 1-3 丁目、保塚町、南花畠 1-4 丁目、六月 1-3 丁目、六町 1-4 丁目
千 住 福 祉 課	3 8 8 8 - 3 1 4 2 3 8 8 8 - 5 3 4 4	千住仲町 19-3 千住庁舎 1階	小台 1-2 丁目、千住曙町、千住旭町、千住東 1-2 丁目、千住大川町、千住河原町、千住寿町、千住桜木 1-2 丁目、千住関屋町、千住龍田町、千住仲町、千住中居町、千住橋戸町、千住緑町 1-3 丁目、千住宮元町、千住元町、千住柳町、千住 1-5 丁目、日ノ出町、宮城 1-2 丁目、柳原 1-2 丁目
東 部 福 祉 課	3 6 0 5 - 7 1 2 9 5 6 9 7 - 6 5 6 0	東綾瀬 1-26-2	綾瀬 1-7 丁目、大谷田 1-5 丁目、加平 1-3 丁目、北加平町、佐野 1-2 丁目、神明 1-3 丁目、神明南 1-2 丁目、辰沼 1-2 丁目、東和 1-5 丁目、中川 1-5 丁目、東綾瀬 1-3 丁目、六木 1-4 丁目、谷中 1-5 丁目
西 部 福 祉 課	3 8 9 7 - 5 0 1 3 3 8 5 6 - 7 2 2 9	鹿 浜 8-27-15	入谷 1-9 丁目、入谷町、扇 1-3 丁目、加賀 1-2 丁目、江北 1-7 丁目、古千谷 1-2 丁目、古千谷本町 1-4 丁目、皿沼 1-3 丁目、鹿浜 1-8 丁目、新田 1-3 丁目、椿 1-2 丁目、舍人 1-6 丁目、舍人町、舍人公園、堀之内 1-2 丁目、谷在家 1-3 丁目
北 部 福 祉 課	5 8 3 1 - 5 7 9 7 3 8 6 0 - 5 0 7 7	竹の塚 2-25-17	伊興 1-5 丁目、伊興本町 1-2 丁目、竹の塚 1-7 丁目、西伊興 1-4 丁目、西伊興町、西竹の塚 1-2 丁目、西保木間 1-4 丁目、花畠 1-8 丁目、東伊興 1-4 丁目、東保木間 1-2 丁目、保木間 1-5 丁目、南花畠 5 丁目

(4) こころとからだの健康相談

こころとからだの健康について、不安や疑問、悩みなどの相談をお受けしています。ご自身だけでなく、ご家族についてのご相談も伺います。お住まいの地域の保健所窓口にご相談ください。

<保健センター>

名 称	電話番号（上段） F A X（下段）	所 在 地	担 当 地 域
中央本町 地域・保健 総合支援課	3880-5351 3880-6998	中央本町 1-5-3 足立保健所内	青井1-6丁目、足立1-4丁目、梅 島1-3丁目、梅田1-8丁目、弘道 1-2丁目、島根1-4丁目、関原1- 3丁目、中央本町1-5丁目、西綾 瀬1-4丁目、西新井栄町1-2丁 目、西加平1-2丁目、一ツ家1-4 丁目、平野1-3丁目
竹の塚 保健センター	3855-5082 3855-5089	西竹の塚 1-11-2 エミエルタワー 竹の塚2階	伊興1-5丁目、伊興本町1-2丁 目、入谷町、栗原1-4丁目、古千 谷1-2丁目、古千谷本町1-4丁 目、竹の塚1-7丁目、舎人公園、 舎人町、西新井2-5丁目、西伊興 1-4丁目、西伊興町、西竹の塚1- 2丁目、西保木間1-4丁目、花畠 1-8丁目、東伊興1-4丁目、東保 木間1-2丁目、東六月町、保木間 1-5丁目、保塚町、南花畠1-5丁 目、六月1-3丁目、六町1-4丁目
江 北 保健センター	3896-4004 3856-5529	江北 5-14-5 すこやかプラ ザあだち2階	入谷1-9丁目、扇1-3丁目、興野 1-2丁目、加賀1-2丁目、江北1- 7丁目、皿沼1-3丁目、鹿浜1-8 丁目、新田1-3丁目、椿1-2丁 目、舎人1-6丁目、西新井1-6- 7丁目、西新井栄町3丁目、西新 井本町1-5丁目、堀之内1-2丁 目、本木1-2丁目、本木北町、本 木西町、本木東町、本木南町、谷 在家1-3丁目

名 称	電話番号（上段） F A X（下段）	所 在 地	担 当 地 域
千 住 保健センター	3888-4277 3888-5396	千住仲町 19-3 千住庁舎 4 階 ※ 令和 8 年 3 月 23 日に千 住仲町 18-7 に仮移転予定	小台 1-2 丁目、千住 1-5 丁目、千 住曙町、千住旭町、千住東 1-2 丁 目、千住大川町、千住河原町、千 住寿町、千住桜木 1-2 丁目、千住 関屋町、千住龍田町、千住中居 町、千住仲町、千住橋戸町、千住 緑町 1-3 丁目、千住宮元町、千住 元町、千住柳町、日ノ出町、宮城 1-2 丁目、柳原 1-2 丁目
東 部 保健センター	3606-4171 5697-6561	大谷田 3-11-13 ※ 一時移転中	綾瀬 1-7 丁目、大谷田 1-5 丁目、 加平 1-3 丁目、北加平町、佐野 1-2 丁目、神明 1-3 丁目、神明南 1-2 丁目、辰沼 1-2 丁目、東和 1- 5 丁目、中川 1-5 丁目、東綾瀬 1- 3 丁目、六木 1-4 丁目、谷中 1-5 丁目

（5）もの忘れ相談

医師が、高齢者やその家族などの、もの忘れ・認知症等の相談に無料でお答えします（予約制）。

【問先】地域包括支援センター（1ページ、2ページ参照）

（6）消費生活相談

契約トラブル、商品やサービスに関すること、借金問題など、消費生活に関する相談をお受けしています。

相談時間	平日 午前9時～午後4時45分 （年末年始は除く）
問先	<p>■消費者センター</p> <p>所在地 足立区梅田7-33-1（エルソフィア2階）</p> <p>電 話 3880-5380 FAX 3880-0133</p>

(7) 成年後見制度の相談

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な方の意思決定を助け、生活や財産などの権利を守る制度のことです。

選ばれた成年後見人などが、本人の意思を尊重し、心身の状態に配慮しながら、本人に代わって手続きなどをを行うことで、財産を適正に管理します。

後見人は、親族のほか、弁護士、司法書士、社会福祉士、法人など、最も適切な人や団体を家庭裁判所が選任します。

法定後見制度	<p>法定後見制度とは、認知症などにより、現に本人の判断能力が低下した場合に、親族などの申立てにより、家庭裁判所が選任した成年後見人などが法定の権限に基づいて本人の財産管理や身上保護を行う制度です。次の3つの制度があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 補助…財産の管理・処分について、ときに援助が必要な場合 ② 保佐…財産の管理・処分について、つねに援助が必要な場合 ③ 後見…自分の財産を管理・処分できない場合
任意後見制度	<p>任意後見制度とは、判断能力のあるうちに公正証書を作成して任意後見契約を結び、判断能力が低下したときの事務（財産管理や身上保護に関する事務）の内容と、後見人になる人を定めておく制度です。支援を開始する場合は、任意後見人の職務を監督する任意後見監督人を家庭裁判所が選任します。</p>

〈成年後見制度の問い合わせ・相談窓口〉

相談内容	窓口	電話番号（上段） F A X（下段）
成年後見制度全般、助成制度について	医療介護連携課 権利擁護推進係	6807-1158 3899-1355
成年後見制度の利用相談について	社会福祉協議会 成年後見センターあだち	6807-1520 3896-2302
高齢者の利用相談について	地域包括支援センター	1ページ、2ページ参照

1 相談

相談内容	窓 口	電話番号（上段） F A X（下段）
知的障がい者の利用相談について	障がい援護課 基幹相談・権利擁護係	3880-0708 3880-5754
	中部援護第一係	3880-5881 3880-5754
	中部援護第二係	3880-5882 3880-5754
	千住援護係	3888-3146 3888-5344
	東部援護係	3605-7520 5697-6560
	西部援護係	3897-5034 3856-7229
	北部援護係	5831-5799 3860-5077
	障がい福祉センターあしすと自立生活支援室	5681-0132 5681-0137
精神障がい者の利用相談について	保健センター等	5ページ、6ページ参照

（8）高齢者虐待の相談・通報

【問先】地域包括支援センター（1ページ、2ページ参照）

（9）福祉サービスの苦情・相談

高齢者・障がい者などの福祉サービスの施設や、事業者に対する苦情や相談をお受けしています。

【問先】基幹地域包括支援センター

所在地 江北5-14-5（すこやかプラザあだち3階）

電 話 6807-2460 FAX 3896-2302

(10) おひとりさま死後事務支援の相談

生前に電話による状況確認（月1回）と、死後事務（葬儀、納骨、家財処分、財産の遺贈等）の相談をお受けしています。

対象	足立区在住で、契約内容をしっかりと理解できる40歳以上90歳未満（90歳以降更新可能）の支援可能な親族がいない方
費用	月額3,000円～7,500円（上限） ※ 対象者、利用料は少額短期保険会社の条件（介護度、病歴、精神疾患等）あり
問先	■社会福祉協議会権利擁護センターあだち 電話 5813-3551 FAX 5813-3550

(11) 不動産担保型生活資金貸付制度の相談

現在お住いの自己所有の不動産（土地・建物）に、将来にわたって住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対し、その不動産を担保として生活資金を貸付ける制度です。

世帯の構成員が原則65歳以上で、以下の全てに該当する方	
対象	<p>対象世帯</p> <p>① 借入申込者が単独で所有あるいは配偶者と共有する不動産に居住している世帯</p> <p>② 世帯の構成員が次のいずれかであること</p> <p>ア 単身</p> <p>イ 夫婦のみ</p> <p>ウ アまたはイと借入申込者もしくは配偶者の親が同居</p> <p>③ 世帯員の収入が住民税非課税または均等割課税程度の低所得世帯</p> <p>※ 生活保護世帯及び公的資金を借受中の世帯、暴力団員である者が属する世帯は借入申込ができません。</p>
	<p>① 貸借権等の利用権及び抵当権等の担保権が設定されていないこと</p> <p>② 土地の評価額が概ね1,500万円以上の一戸建て住宅（貸付月額によっては1,000万円程度でも貸付対象となる場合があります。）</p> <p>※ マンション等の集合住宅は不可。</p> <p>※ 不動産の状況によっては対象とできない場合があります。</p>
	<p>連帯保証人</p> <p>推定相続人の中から連帯保証人が1名必要です。</p> <p>※ 推定相続人がいない場合は、ご相談ください。</p>
貸付内容	<p>【貸付月額】30万円以内</p> <p>【資金交付】原則として3ヶ月ごとに交付</p> <p>【貸付限度額】担保となる土地評価額の概ね70%</p> <p>【貸付期間】貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間</p> <p>【貸付金の利率】年3%または当該年度における4月1日時点の長期プライムレートのいずれか低い方を基準に定めます。</p>
問先	<p>■社会福祉協議会生活支援課（南館11階）</p> <p>電話 3880-5740</p> <p>FAX 3880-5697</p>

2 介 護 保 険

(1) 介護保険のお問い合わせ

内容	担当係	電話番号（上段） F A X（下段）
申請、認定のこと	介護保険課 介護認定係	3880-5256 3880-5621
サービス利用のこと	保険給付係	3880-5743 3880-5621
被保険者証のこと	資格保険料係	3880-5744 3880-5621
保険料のこと	資格保険料係	3880-5744 3880-5621
○ 介護の総合相談、施設入所、申請などのご相談 <問先> 地域包括支援センター（1ページ、2ページ参照）		

(2) 介護保険サービス

介護保険サービスを利用するには、「要介護認定」を受ける必要があります。

必要な支援の度合い（要支援1・2、要介護1～5）によって、利用できるサービスは異なりますので、生活するうえで困りごとがございましたら、担当地域の地域包括支援センターや、足立区の介護保険課へご相談ください。

【介護保険で利用できるサービスの種類】

種類	サービス名	内容
訪問	訪問介護（ホームヘルプサービス）	ホームヘルパーが訪問し、身体介護や生活援助を行います。
	訪問入浴介護	移動入浴車で訪問し、入浴の介助を行います。
	訪問看護	看護師などが訪問し、床ずれの手当てや点滴の管理などを行います。

種類	サービス名	内 容
訪問	訪問リハビリテーション	リハビリ（機能回復訓練）の専門家が訪問し、ご家庭でリハビリを行います。
	居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが訪問し、薬の飲み方、食事指導などの療養上の管理を行います。
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	密接に連携をとっている介護職員と看護師の定期的な訪問を受けられます。また、通報や電話などをすることで、随時対応も受けられます。
	夜間対応型訪問介護	夜間に定期的な巡回で介護を受けられる訪問介護、緊急時など、利用者の求めに応じて介護を受けられる随時対応の訪問介護などがあります。
貸与・支給	福祉用具貸与	車イス、介護用ベッド、床ずれ防止用具、歩行器、つえなどが借りられます。
	特定福祉用具購入費の支給	入浴や排せつなどに使用する福祉用具（ポータブルトイレ、入浴補助用具など）を、指定事業者から購入したときに、費用の7割～9割を支給します（1年間の限度額は10万円）。
	住宅改修費の支給	手すりの取り付けや段差解消など、小規模な住宅改修を行ったときに費用の7割～9割を支給します。事前に申請が必要です（利用限度額20万円）。
通所	通所介護（デイサービス）	定員19人以上の通所介護施設で、食事、入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。
	地域密着型通所介護	定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。
	認知症対応型通所介護	認知症と診断された高齢者が食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。
	通所リハビリテーション	介護老人保健施設や病院、診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。
宿泊	短期入所生活介護（ショートステイ）	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）などに短期間入所して、食事、入浴などの介護や機能訓練が受けられます。
	短期入所療養介護（医療型ショートステイ）	介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、機能訓練が受けられます。

種類	サービス名	内 容
宿泊	特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどに入所して、食事、入浴などの介護や機能訓練が受けられます。
	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症と診断された高齢者が共同で生活できる場(住居)で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。
	小規模多機能型居宅介護	小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。
	看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	利用者の状況に応じて、小規模な居住型の施設への「通い」、自宅に来てもらう「訪問」(介護と看護)、施設に「泊まる」サービスを柔軟に受けられます。

※ 上記サービスは参考として掲載しております。介護度により一部利用できないサービスがあるので、各サービスを利用する際にはケアマネージャーにご相談ください。

(3) 高齢者保健福祉施設

高齢者保健福祉施設とは、高齢者の生活を支援するための施設です。

【問先】介護保険課介護事業者支援係(北館1階)

電話 3880-5727 FAX 3880-5621

【介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)】

常に介護が必要で、自宅では介護ができない方(原則要介護3以上の方)が対象です。食事、入浴などの日常生活の介護や健康管理を受けられます。詳しくは各施設にお問い合わせください(区のホームページで「特養一覧」を検索していただくと、各施設の情報などが一覧でご覧いただけます)。

	施設名	所在地	電話番号(上段) F A X(下段)
1	足立翔裕園	入谷9-15-18	3855-6363 3855-6360
2	足立新生苑	花畠4-39-10	3883-7946 3860-0950
3	足立万葉苑	六月2-11-20	5856-6695 3858-1700
4	イーストピア東和	東和4-7-23	5613-1230 5613-1220

2 介護保険

	施設名	所在地	電話番号（上段） F A X（下段）
5	ウエルガーデン伊興園	伊興 3-7-4	5838-1500 5838-1501
6	扇	扇 1-52-23	3856-1199 3856-1711
7	グレイスホーム	西新井本町 4-13-16	3890-0214 3890-0951
8	ケアホーム足立	入谷 1-8-15	3853-6800 3853-6801
9	ケアホーム花畠	花畠 8-7-6	5851-6100 5851-7033
10	古千谷苑	古千谷本町 1-3-19	3856-7257 3897-7237
11	さくら	皿沼 2-8-8	5691-7150 5691-8147
12	さの	佐野 2-30-12	5682-0007 5682-0077
13	紫磨園	入谷 3-3-6	3857-4165 3857-8425
14	新田楽生苑	新田 1-21-20	6903-0309 6903-0310
15	千住桜花苑	千住元町 18-19	5244-6881 5244-6880
16	竹の塚翔裕園	竹の塚 7-19-14	5851-6050 5851-6055
17	タムスさくらの杜 花畠	花畠 3-15-5	5851-8028 5851-8029
18	中央本町杉の子園	中央本町 4-14-20	3886-0002 3886-1600
19	花ざかり	中央本町 2-24-11	6806-4888 6806-3336
20	花畠あすか苑	花畠 4-20-1	5856-4751 5856-6715
21	(仮称) はなはた三清荘 (令和8年3月1日開設予定)	花畠 3-1-2	未定

	施設名	所在地	電話番号（上段） FAX（下段）
22	ハピネスあだち	江北3-14-1	5839-3630 5839-3632
23	(仮称)ハピネスもとき (令和8年3月1日開設予定)	本木1-14-13	未定
24	はるかぜ	東保木間1-19-5	5851-7055 3883-8776
25	ピオーネ足立	平野1-7-7	5831-5226 5831-5227
26	ピオーネ西新井	西新井1-33-15	6807-1213 3855-1022
27	プレミア扇	扇1-3-5	3890-3333 3890-5551
28	奉優の家	佐野1-29-3	5613-1525 5613-1526
29	ル・ソラリオン綾瀬	東綾瀬3-9-1	5613-1176 5613-1187
30	ル・ソラリオン西新井	西新井3-14-3	3899-3005 3899-3085
31	レスペート千住	千住桜木2-11-8	6684-1010 5284-8803
32	ロイヤル足立	舎人3-1-19	6807-1375 6807-1376
33	六月	六月1-6-1	5242-0303 5242-0306

【介護老人保健施設】

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとでの介護や看護、リハビリが受けられます。詳しくは各施設にお問い合わせください。

	施設名	所在地	電話番号
1	千寿の郷	柳原2-33-6	3870-4621
2	足立老人ケアセンター	保木間5-23-20	5686-3965

2 介護保険

	施設名	所在地	電話番号
3	しらさぎ	梅田 8-12-10	5681-5001
4	レーベンハウス	西新井本町 2-23-1	3854-4761
5	成仁	大谷田 2-18-12	050-3734-5031
6	いずみ	西新井 5-35-2	5838-2277
7	梅の木	青井 4-29-23	5888-8661
8	むくげのいえ	西新井本町 1-25-36	5838-0788
9	ホスピア東和	東和 4-7-8	5673-3455
10	水野	西新井 6-24-13	3898-0022
11	千壽	千住中居町 29-6	5284-0088
12	あさひ	保木間 4-41-12	5856-7010
13	イルアカーサ	六木 4-9-10	5673-1020
14	葵の園・椿	椿 2-3-1	5647-1122

【介護医療院一覧】

主に長期にわたり医療的ケア等が必要な方が対象の施設です。医療と介護（日常生活の世話）が一体的に受けられます。詳しくは各施設にお問い合わせください。

	施設名	所在地	電話番号
1	ひのき介護医療院	新田 2-16-13	5902-3121
2	介護医療院 足立鹿浜病院	鹿浜 3-6-1	3857-5871
3	東京足立介護医療院	保木間 5-23-20	5851-8970
4	水野介護医療院	西新井 5-5-5	3898-8100

3 介護保険外のサービス

(1) 日常生活のサポート

ア シルバーステッキ（杖）

内容	シルバーステッキ（杖）購入費を一部助成します。 ※ 介護保険サービスなど公的サービスで購入したシルバーステッキは対象外
対象	65歳以上で歩行に不安がある方
助成限度額	上限1,500円
問先	■社会福祉協議会生活支援課（南館11階） 電話 3880-5740 FAX 3880-5697

イ シルバーパス（割引乗車券）※東京都の事業

内容	都営交通（都バス、日暮里舎人ライナー、都営地下鉄、都電）と都内を走行する民営バス（コミュニティバスはるかぜを含む）の割引乗車券を販売します。
対象	都内に住民登録している70歳以上の方
費用	① 住民税が非課税の方、又は合計所得金額が135万円以下の方 【交付費用】 1,000円 ② 住民税が課税の方（合計所得金額が135万円以下の方を除く） 【交付費用】 12,000円 ※ 70歳になる月の初日から購入可能です。 ※ 必要書類や発行窓口などの詳細は、（一社）東京バス協会にご確認ください。
問先	■一般社団法人 東京バス協会 電話 5308-6950（シルバーパス専用電話）

ウ シルバーカー（手押し車式歩行補助器）

内容	シルバーカーの購入費用を助成します（一人一台一回限り）。 ※ 必ず事前にお問い合わせください。個人で直接注文・購入後に費用を助成することはできません。
対象	65歳以上の在宅で生活する方で、外出の際に下肢機能低下による歩行支援が必要であり、安全に使用できると認められる方
助成限度額	10,000円 ※ 1割から3割の利用者負担または減免となる場合あり
問先	■高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係（北館1階） 電話 3880-5257 FAX 3880-5614 ■地域包括支援センター（1ページ、2ページ参照）

エ 補聴器

内容	高齢期の中等度難聴の方が補聴器（管理医療機器）を購入する場合の費用の一部を助成します（左右いずれか一方の耳に装着する補聴器一人一台一回限り）。 ※ 必ず購入する前に耳鼻咽喉科専門医から中等度難聴であることの診断（意見書）を記載した申請書で区に申請し、決定を受ける必要があります。
対象	以下の全てに該当する方 ① 65歳以上で、区内に住所を有している方 ② 両耳とも聴力レベルが概ね40dB以上70dB未満か、片側40dB以上90dB未満かつもう片側が40dB以上50dB未満の中等度難聴の方 ③ 聴覚障がいの身体障害者手帳に該当しない方
助成限度額	50,000円 ※ 購入額が助成限度額に満たない場合は、購入額の千円未満を切り捨てた金額が助成額となります。
問先	■高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係（北館1階） 電話 3880-5257 FAX 3880-5614 ■地域包括支援センター（1ページ、2ページ参照）

才 自動消火装置

内容	ガス台付近の異常な温度上昇または炎が接触したとき、自動的に消火液を噴射する機器の設置費用を助成します（一世帯一回限り）。 ※ 必ず事前にお問い合わせください。個人で直接注文・購入後に費用を助成することはできません。
対象	在宅生活中で寝たきりや認知症のため、防火の配慮が必要な65歳以上の高齢者世帯の方 ※ 賃貸住宅の場合、所有者からの設置の承諾が必要です。 ※ 地域包括支援センターによる訪問面接を行います。
助成限度額	28,700円 ※ 1割から3割の利用者負担または減免となる場合あり
問先	■高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係（北館1階） 電話 3880-5257 FAX 3880-5614 ■地域包括支援センター（1ページ、2ページ参照）

力 電磁調理器（卓上型一口タイプ）

内容	ガスコンロ等の使用に不安のある方に、卓上で使用する電磁調理器（一口タイプ）及び専用の鍋等を購入する際の費用を助成します（一世帯一回限り）。
対象	自分で調理できる在宅の方で、心身機能の低下により日常的に火の扱いに心配があり、防火上必要と認められる65歳以上の高齢者世帯の方
助成限度額	20,000円 ※ 1割から3割の利用者負担または減免となる場合あり
問先	■高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係（北館1階） 電話 3880-5257 FAX 3880-5614 ■地域包括支援センター（1ページ、2ページ参照）

キ 高齢者配食サービス（元気サポート弁当）

内容	1日につき昼・夜のうちいずれか1食、栄養バランスのとれた食事を定価の300円引きで配食事業者から食事を購入でき、受け取りの際に声掛けや安否確認などの見守り受けることができます。
対象	65歳以上の方のみの世帯に属する方でア～ウのいずれかに該当する方 ① 身体的な理由により食事を用意することが困難な方 ② 精神的な理由により食事を用意することが困難な方 ③ 退院後等の事情により刻み食、ムース食、糖質制限食等特別な食事が必要であるが、当該食事を用意することが困難な方
費用	食事の定価から300円を引いた残りの額
問先	■高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係（北館1階） 電話 3880-5257 FAX 3880-5614 ■地域包括支援センター（1ページ、2ページ参照）

ク 紙おむつ

内容	常時失禁状態にある方に紙おむつを支給します。入院などで紙おむつの持ち込みができない方には紙おむつ代の一部を助成します。 ※ 事前の申請が必要です。
対象	以下の全てに該当する方 ① 足立区に住民票がある方（所得制限なし） ② 常時失禁状態で介護保険の要介護2・3・4・5の方 ※ ただし介護保険施設入所者、生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者の方は対象になりません。 ※ 住所地特例の方は介護保険証のコピーが必要
助成限度額	【現物支給】カタログ掲載商品から選択したもののうち、1ヵ月あたり上限点数60点分の紙おむつを支給 ※ 60点を超えた場合は自己負担（0.1点=10円） 【費用助成】入院中などで紙おむつの持ち込みができない方には、月額6,000円を上限として助成
問先	■高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係（北館1階） 電話 3880-5257 FAX 3880-5614 ■足立福祉事務所各課の総合相談窓口（3ページ、4ページ参照） ■地域包括支援センター（1ページ、2ページ参照）

ケ 訪問理美容

内容	自宅に訪問し、理容・美容のサービスを行います（最大年6回）。
対象	足立区に住民票があり、寝たきりなどのため理髪店や美容院に行くことが困難な65歳以上の在宅高齢者で、介護保険要介護3・4・5の方 ※ 見守りと介助を行う介護者が1名必要です。
費用	1回500円
問先	<p>■高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係（北館1階） 電話 3880-5257 FAX 3880-5614</p> <p>■足立福祉事務所各課の総合相談窓口（3ページ、4ページ参照）</p> <p>■地域包括支援センター （1ページ、2ページ参照）</p>

コ 寝具乾燥消毒

内容	毎月1回、寝具の乾燥消毒を行います（7月と12月は強力乾燥消毒）。
対象	足立区に住民票があり、寝たきりなどのため自力で布団の乾燥が困難な65歳以上の在宅の高齢者で、介護保険要介護3・4・5の方 ※ 寝具の受け渡しを手伝う介護者が1名必要です。
費用	1回100円
問先	<p>■高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係（北館1階） 電話 3880-5257 FAX 3880-5614</p> <p>■足立福祉事務所各課の総合相談窓口（3ページ、4ページ参照）</p> <p>■地域包括支援センター （1ページ、2ページ参照）</p>

(2) 公衆浴場（銭湯）の割引

ア 「ゆ～ゆ～湯」入浴証

内容	月3回、指定日に区内の公衆浴場（銭湯）（北区・荒川区・葛飾区の指定浴場を含む）を割引料金で利用できる入浴証を発行します。
対象	4月1日現在、70歳以上の方 年度途中で区内に転入された満70歳以上の方も発行します。 ※ 寝たきり等で公衆浴場（銭湯）を利用できない方を除きます。
費用	1回につき入浴料から400円を差し引いた金額
問先	■高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係（北館1階） 電話 3880-5257 FAX 3880-5614

イ 公衆浴場（銭湯）入浴料金の割引「ふれあい家族入浴」

内容	毎月第1、第3土曜日（夏休み期間を除く）に中学生以下の方と保護者（親または祖父母）の方が区内の公衆浴場（銭湯）を利用する際、入浴料金を割引きします。
対象	中学生以下の方と保護者の方（親または祖父母）の利用時
費用	① 大人：400円、中学生：300円 ② 小学生：120円、乳幼児：無料 ※ 中高生はいつでも300円で入浴できます（中高生の通年学割事業）。
問先	■青少年課体験活動係（南館5階） 電話 3880-5273 FAX 3880-5606

ウ 公衆浴場（銭湯）入浴料金の割引「イベント湯」

内容	敬老の日やしょうぶ湯・ゆず湯・りんご湯等の実施日に区内の公衆浴場（銭湯）の入浴料金を割引きします。
対象	65歳以上の方、小学生以下の方 (敬老の日のみ小学生以下の割引はありません)
費用	65歳以上の方：270円、小学生：100円、未就学児：50円 (しょうぶ湯は65歳以上の方：270円、小学生以下：無料) ※ 東京都の入浴料金改定により、入浴料金が値上がりする場合があります。
問先	■衛生管理課衛生管理係（南館2階） 電話 3880-5891 FAX 3880-5602

(3) 見守りサービス等

ア 高齢者見守りキーホルダー・あんしんプリント

内容	<p>(ア) 高齢者見守りキーホルダー</p> <p>認知症などにより徘徊の恐れのある高齢者やひとりでの外出に不安がある高齢者が、警察に保護された場合や外出中に救急搬送された場合などに見守りキーホルダーを持っていると、警察や消防などからの照会に対し、迅速な身元確認や緊急連絡先の方への連絡ができます。</p> <p>(イ) あんしんプリント</p> <p>見守りキーホルダーの番号を衣類にプリントしていると、見守りキーホルダーを持っていなかったとしても、警察や消防などからの照会に対し迅速な身元確認や緊急連絡先の方への連絡ができます。</p>
対象	<p>以下のいずれかに該当する方</p> <p>① 見守りキーホルダーは原則として65歳以上で、認知症などにより徘徊の恐れのある方やひとりでの外出に不安のある方</p> <p>② あんしんプリントは、見守りキーホルダーを申請された方で特に徘徊の恐れの強い方</p>
費用	<p>無料</p> <p>① 見守りキーホルダーは、ひとりに1個配付します。希望者には、同じ番号を記入できる見守りシール（10枚1セット）及び反射材シール（4枚1セット）もお渡しできます。</p> <p>② あんしんプリントは、何枚でもプリントできます。</p> <p>※ 緊急連絡先の方を2名登録しますので、事前に情報提供の同意が必要です。</p>
配布場所	管轄の地域包括支援センター（1ページ、2ページ参照）
問先	<p>■高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係（北館1階） 電話 3880-5257 FAX 3880-5614</p> <p>■地域包括支援センター（1ページ、2ページ参照）</p>

イ 救急医療情報キット（保管容器）

内容	救急搬送時に救急隊が迅速な活動を行えるよう、かかりつけ医や持病などの医療情報を自分で記入し、冷蔵庫に保管する容器を配付します。
対象	以下のいずれかに該当し、健康上の不安のある方 ① 65歳以上の一人暮らし ② 世帯全員が65歳以上 ③ 身体障がいなどの手帳を所持している方
費用	無料
問先	■高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係（北館1階） 電話 3880-5257 FAX 3880-5614 ■足立福祉事務所各課の総合相談窓口（3ページ、4ページ参照） ■地域包括支援センター （1ページ、2ページ参照）

ウ 高齢者見守りサービス助成

内容	在宅のひとり暮らし等で慢性疾患などにより、日常生活を送るうえで常時注意を要する方（緊急通報システム、おはよう訪問利用者を除く）に対し、高齢者を見守るための装置（生活活動を感知するセンサーやカメラ、電気やガスの使用状況などにより日常生活の異常を感じし、親族に高齢者の生活状況をお知らせするシステム等）を自宅に設置する際の初期設置費用（一世帯一回限り）と月額利用料を助成します。 ※ 事業者と契約する前に、事前の申請と給付決定が必要です。
対象	以下の全てに該当する方 ① 65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者世帯などの方（日中独居可） ② 慢性疾患などにより日常生活を営む上で、常時注意を要する状態の方の自宅に設置する見守りサービスの契約者（本人または区内在住の親族） ※ 地域包括支援センターによる訪問面接を行います。
助成費用	【初期設置費用】上限 13,500円 【月額利用料】上限 1,500円 ※ 所得による定率負担はありません。
問先	■高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係（北館1階） 電話 3880-5257 FAX 3880-5614 ■地域包括支援センター（1ページ、2ページ参照）

エ 緊急通報システム（救急車の要請）

内容	居宅内での緊急時にペンダント式のボタンを押すと民間受信センターに自動通報する機器、生活リズムセンサーを設置します。通報を受けた事業者は、必要に応じて自宅への駆けつけや救急通報を行います。
対象	<p>在宅生活の一人暮らし、または高齢者のみの世帯（日中独居を含む）で、慢性疾患などにより日常生活に常時注意を要する65歳以上の方ただし、以下のいずれかに該当する方は<u>設置できません</u>。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① シルバーピア（高齢者集合住宅）などの施設に入所している方 ② 賃貸住宅に居住していて、その所有者から承認を得られない方 ③ 認知症などにより、機器の使い方を理解できない方 ④ 住民票上の住所と実際の居住地が異なる方 ⑤ 高齢者の見守りを目的としたサービスを利用中の方 <p>※ 固定電話回線または携帯電話が必要です。</p> <p>※ 地域包括支援センターによる訪問面接を行います。</p>
費用	無料
問先	<p>■高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係（北館1階） 電話 3880-5257 FAX 3880-5614</p> <p>■地域包括支援センター（1ページ、2ページ参照）</p>

オ 徘徊高齢者位置検索システム

内容	認知症により徘徊行動のある在宅の高齢者を介護する区内にお住まいの親族の方へ、事業者と契約した際に生じる位置検索システムの加入料（一人一回限り）と月額利用料を助成します。 ※ 必ず事前にご相談ください。
対象	足立区に住民票があり、在宅生活中で認知症による徘徊行動がある介護保険要支援以上の高齢者を介護する区内在住の家族（親族）の方
助成限度額	<p>【加入料】上限5,250円 ※ 加入料は1割から3割の利用者負担または減免となる場合あり</p> <p>【月額利用料】月上限1,500円 ※ 月額利用料は所得による定率負担はありません。</p>
問先	<p>■高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係（北館1階） 電話 3880-5257 FAX 3880-5614</p> <p>■地域包括支援センター（1ページ、2ページ参照）</p>

(4) 住宅の改修

ア 住宅の改修【予防給付】(介護保険 非該当=自立と認定された方)

内容	手すりの取り付け、段差解消、滑り防止・移動を円滑にするための床材料の変更、引き戸などへの扉の取り替え、和式から洋式便器への取り替え工事費用を助成します（一世帯一回限り）。 ※ 必ず事前にご相談ください。
対象	足立区に住民票があり、在宅生活中で日常生活動作に低下が認められ、介護保険非該当（自立）と認定された65歳以上の方 ※ 地域包括支援センターによる訪問面接を行います。
助成限度額	200,000円 ※ 1割から3割の利用者負担または減免となる場合あり
問先	■高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係（北館1階） 電話 3880-5257 FAX 3880-5614 ■地域包括支援センター（1ページ、2ページ参照）

イ 住宅の改修【設備改修】(介護保険 要支援・要介護の方)

内容	10cm以上深い浴槽への取り替え（給湯設備を除く）、流しましたは洗面台の車イス対応用への取り替え、和式から洋式便器への取り替え工事費用を助成します（一種目一世帯一回限り）。 ※ 必ず事前にご相談ください。
対象	足立区に住民票があり、在宅生活中で日常生活動作に低下が認められ、介護保険で「要支援」「要介護」の認定を受けている65歳以上の方 ※ 地域包括支援センターによる訪問面接を行います。
助成限度額	① 浅い浴槽への取り替え：200,000円 (介護保険が優先されますが、介護保険の住宅改修を浴槽取り替え以外で15万円以上使った場合のみ対象) ② 流しましたは洗面台の車イス対応用への取り替え：156,000円 ③ 和式から洋式便器への取り替え：106,000円 (介護保険が優先されますが、介護保険の住宅改修を便器の洋式化以外で15万円以上使った場合のみ対象) ※ 1割から3割の利用者負担または減免となる場合あり。
問先	■高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係（北館1階） 電話 3880-5257 FAX 3880-5614 ■地域包括支援センター（1ページ、2ページ参照）

ウ 住宅の改修【階段昇降機設置】(介護保険 要介護4または5の方)

内容	在宅生活における転倒防止や介護者の負担軽減を図るため、階段昇降機設置費用の一部を助成します（一世帯一回限り）。 ※ 必ず事前に高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係へご相談ください。
対象	足立区に住民票があり、介護保険で要介護4または5の認定を受けている65歳以上の方で、以下のすべてに該当する方 ① 日常的に車椅子または歩行器を利用している方 ② 1階での居住が困難で、2階以上に居室があり、階段を昇降する必要がある方。本人または親族の持ち家にお住まいの方 ③ 「住宅の確認済証」など区長が指定する書類の写しを提出できる方（建物の分類、設置する階段昇降機の様態により必要書類は異なります） ④ 介護保険施設または病院等へ入所・入院していない方 ※ 設置済の機器の取替、新築工事等に合わせて設置するものは助成対象外 ※ 本人の動線確認、身体状況を確認するため、訪問面接を行います。
助成限度額	1,332,000円 ※ 1割から3割の利用者負担または減免となる場合あり
問先	■高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係（北館1階） 電話 3880-5257 FAX 3880-5614

(5) 災害時に備えて

ア 家具類転倒防止、窓ガラス等飛散防止工事費用の助成

内容	家具を金物等で壁や柱などに固定したり、窓ガラス等に飛散防止のフィルムを張る工事等に助成します。 ※ 契約・工事着手前に助成申請が必要であり、施工者は区内業者となります。必ず事前にご相談ください。
対象	足立区在住で、自身が居住する住宅に工事を実施する方 ※ 材料費のみの助成は不可、取付工事が対象。助成は1世帯に対して1回が限度です（ただし、助成を受けてから10年経過後再度助成が受けられます）。
助成限度額	100,000円
問先	■建築防災課耐震化推進第一係、第二係（中央館4階） 電話 3880-5317 FAX 3880-5615

イ 耐震シェルター、防災ベッドの設置工事費用の助成

内容	昭和56年5月以前に建築され、区の耐震診断助成を受けて耐震性が不足していると判定された自己所有で自己居住の木造住宅に、東京都が選定した耐震シェルターや防災ベッドの設置工事を行う場合に、どちらか一方の費用を助成します。 ※ 契約・工事着手前に助成申請が必要です。必ず事前にご相談ください。
対象	足立区在住で、自身が居住する住宅に工事を実施する方
助成限度額	300,000円
問先	■建築防災課耐震化推進第一係、第二係（中央館4階） 電話 3880-5317 FAX 3880-5615

ウ 感震ブレーカー設置工事費用の助成

内容	木造住宅に感震ブレーカーを設置した場合に費用を助成します。
対象	<p>(ア) 特例世帯 木造の住宅に居住する個人で、次のいずれかに該当する世帯 ① 65歳以上の方が含まれる ② 要介護者が含まれる（要介護3から5） ③ 障がい（身体1級から4級・精神1級から3級・知的1度から4度）のある方が含まれる ④ 住民税非課税者のみ</p> <p>(イ) 一般世帯 木造の住宅に居住する個人もしくは木造賃貸住宅所有者（法人を除く）</p> <p>※ 材料費のみの助成は不可、助成は1世帯に対して1回が限度です。事前申し込み等の条件がありますので、詳しくはお問い合わせ下さい。</p>
対象器具	分電盤タイプ（基本型、増設型）
助成金額	<p>【特例世帯】 税抜き設置費用の10分の10（最大80,000円まで）</p> <p>【一般世帯】 税抜き設置費用の3分の2（最大50,000円まで）</p>
問先	<p>■建築防災課耐震化推進第一係、第二係（中央館4階） 電話 3880-5317 FAX 3880-5615</p>

工 消火器・住宅用火災警報器購入費用の助成

内容	対象店舗で、日本消防検定協会認定品等である消火器及び住宅用火災警報器の購入費用を補助します。
対象	足立区に住民登録のある世帯
助成額	<p>(ア) 消火器 税抜き購入費用の10分の10（上限1万円） ※ 購入に伴う期限切れ物品の処分費用、つめ替え費用を含みます。</p> <p>(イ) 住宅用火災警報器 税抜き購入費用の10分の10（上限は下記のとおり） ※ 取り付け工事費を含みます。</p> <p>① 障がい者、65歳以上の高齢者がいる世帯：上限3万円 ※ 障がいの方の方は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳の提示が必要です。</p> <p>② 上記以外の世帯：上限2万円</p> <p>※ 消火器及び住宅用火災警報器ともに消費税分は自己負担となります。</p> <p>※ いざれも購入数量の限度はありませんが、制度の利用は1回まで、助成金額はそれぞれの上限までとなります。詳しくはお問い合わせください。</p>
購入方法	対象店舗で購入時に申込書を記入し、本人確認ができる身分証明書をご提示ください（申込書は対象店舗にあります）。
対象店舗	区のホームページで「消火器 店舗」を検索していただくと、対象店舗の一覧がご確認いただけます。
問先	■災害対策課災害対策係（南館7階） 電話 3880-5836 FAX 3880-5607

(6) その他のサポート

ア あだち配食サービス協力店一覧のリーフレット配布

内容	栄養バランスのとれた食事をご自宅までお届けする協力店一覧が記載された案内を毎年10月頃に全戸配布します。
対象	全戸配布
費用	店舗によって利用額が違います。区からの助成はありません。
利用方法	どなたでもご利用できます。案内を見て直接、協力店に連絡してください。
問先	■高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係（北館1階） 電話 3880-5257 FAX 3880-5614

イ ヒアリングループ（難聴用磁気ループ）の貸出

内容	聴覚障がいのある方の聴こえを支援し、会議や講演会などへの参加の機会を広げるために、携帯型ヒアリングループ（難聴用磁気ループ）を貸出します。
貸出物品	アンプ、ケーブル、受信機
対象	以下のいずれかに該当する方 ① 区内在住の障がい者で構成された団体 ② 区内在住の障がい者 ③ 障がい福祉課長が必要と認めたもの
費用	無料
問先	■障がい福祉課障がい福祉係（北館1階） 電話 3880-5255 FAX 3880-5754

ウ 車いすの貸出

対象	高齢、疾病、けがなどにより一時的に車いすを必要とする方
費用	無料
期間	原則1ヶ月以内

【問い合わせ先】

施設名	電話番号（上段） F A X（下段）
社会福祉協議会生活支援課（南館11階）	3880-5740 3880-5697
総合ボランティアセンター	3870-0061 3870-5900
社会福祉協議会あいあいサービスセンター	3856-0274 3856-0299
地域包括支援センター関原	3889-1487 3887-1407
社会福祉協議会成年後見センターあだち	6807-1520 3896-2302
足立福祉事務所各課の総合相談窓口	(3ページ、4ページ参照)
江南区民事務所	3912-9351 3914-3743
(有) 福祉の家	3857-2941 3897-8813
(株) あおばライフケア	5888-2333 3852-4652
ダスキンヘルスレント足立ステーション	5851-8036 5851-8035
まごの手本店	3848-0190 3840-0258

4 地域で支える

(1) 地域の方々による生活のサポート事業

ア あつたかサポート

内容	会員制による有償家事援助事業として、掃除や洗濯、買い物、食事の支度・片付け、ごみ出し、通院や散歩等の外出の付き添いなど、地域の方々（協力会員）ができる範囲でサポートを提供します。 ※ 活動時間は午前8時から午後8時です。 ※ 緊急性、危険性、専門性のあるものや、留守宅でのサポートはできません。
対象	在宅での日常生活にお困りの65歳以上の方、障がいのある方、病弱の方
費用	利用料：1時間730円（以降30分毎に365円加算・利用事務費含む）新規利用会員入会事務費：1,000円（2年毎に更新事務費500円）
問先	■社会福祉協議会あいあいサービスセンター 電話 3856-0274 FAX 3856-0299

イ ちよこっとサポート

内容	地域の方々（サポート隊員）の協力を得て、電球の交換や換気扇、エアコンのフィルター掃除、ゴミ出し、季節家電の出し入れ（扇風機、こたつ、ストーブ等）、草むしり、買い物など、概ね1時間以内でできる作業をお手伝いします。 ※ 活動時間は午前8時から午後8時です。 ※ 緊急性、危険性、専門性のあるものや、留守宅でのサポートはできません。
対象	在宅での日常生活にお困りの65歳以上の方、障がいのある方、病弱の方
費用	30分400円（以降30分毎に400円加算）
問先	■社会福祉協議会あいあいサービスセンター 電話 3856-0274 FAX 3856-0299

(2) 高齢者あんしん生活支援事業

内容	<p>ア あんしんサービス 入院、施設入所の際の保証人に準じた支援（預託金※の範囲内の保証）、契約の立会いなどのお手伝いをします。</p> <p>イ 生活支援サービス 預貯金の払い戻し、郵便物の確認、区役所の手続きなどのお手伝いをします。</p> <p>ウ 書類等預かりサービス ご自宅に保管しておくことが心配な通帳、保険証書等をお預かりします。</p> <p>※ 「預託金」は、逝去後の火葬費用や、万が一ご本人が意識不明になった場合に、成年後見制度につなげるまでの3か月分の入院費用をお支払いするためにお預かりするものです。なお、施設入所の保証機能をご希望の方は、入所費用の3か月分をお預かりします。</p>
対象	<p>足立区在住で、契約内容をしっかりと理解できる65歳以上の人暮らしの方で、原則以下の条件をすべて満たす方</p> <p>① 支援可能な親族がない ② 住民税が非課税、もしくは介護保険料が第7段階（本人が住民税課税者で、本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満）以下の方 ③ 不動産収入がない ④ 負債がない</p>
費用	<p>預託金75万円（施設入所の場合、入所費用の3か月分（入所施設により異なります）が加算されます）</p> <p>【年会費】12,000円</p> <p>【あんしんサービス】2,000円（1時間）</p> <p>【生活支援サービス】2,000円（1時間）</p> <p>1時間を超えると30分ごと600円</p> <p>【書類等預かりサービス】1,000円（1か月ごと）</p>
問先	<p>■社会福祉協議会権利擁護センターあだち 電話 5813-3551 FAX 5813-3550</p>

(3) おはよう訪問

内容	業者が毎日（土、日、祝日等を除く）乳酸菌飲料を配達し、安否の確認を行います。
対象	<p>以下の全てに該当する方</p> <p>① 区内に居住する70歳以上のひとり暮らしの方 ② 半径500m以内に身内が住んでいない方 ③ 手渡しでヤクルトを受け取ることができる方 ④ 繼続的な就労がない方 ⑤ 区の高齢者緊急通報システム、高齢者見守りサービス助成等を利用していない方</p> <p>※ シルバーピア、介護保険サービス、親族の訪問等により、日々の安否確認がされている場合は対象外。</p>
費用	無料
問先	<p>■社会福祉協議会生活支援課（南館11階） 電話 3880-5740 FAX 3880-5697</p>

(4) 絆のあんしん協力員による見守り・声かけ、話し相手

内容	足立区では「孤立ゼロプロジェクト」の一つとして、地域で支えあいながら、住み慣れた地域で安心して暮らせる「お互いさま」のまちづくりを目指す「絆のあんしんネットワーク」を築いています。「絆のあんしん協力員」による見守り・声かけやお話し相手を希望されるときは、地域包括支援センターにご相談ください。 詳しくは36ページ、37ページに掲載しています。
対象	おおむね65歳以上で、一人暮らしの方など
費用	無料
問先	地域包括支援センター（1ページ、2ページ参照）

孤立ゼロプロジェクト～絆のあんしんネットワーク～とは？

このプロジェクトは、地域の方々や協力する機関がネットワークを組み、いくつになっても地域の人との交流があり、笑顔があふれる“お互いさまのまち”をみんなのちからで築いていく活動です。

プロジェクトでできるネットワークを「絆のあんしんネットワーク」と呼び、お互いに少しずつ“ちから”を出し合って無理のない範囲で助け合って生きていくという、緩やかなつながりを築きます。

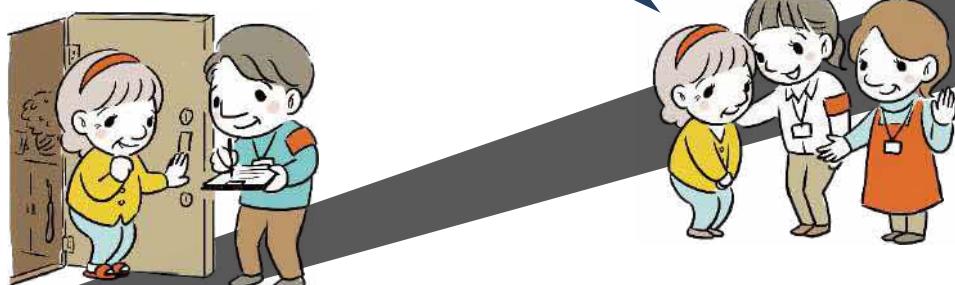
その中で、高齢者に何か異変があった場合には、“地域のちから”で気づき、すぐに連絡できる体制を整えます。

気づく

- 孤立ゼロプロジェクトの調査による“気づき”
- 町会・自治会活動や民生・児童委員による“気づき”
- 絆のあんしん協力機関の事業活動時の“気づき”
- 絆のあんしん協力員の見守り、声かけ活動による“気づき”
- ご近所づきあいによる“気づき”

つなげる

連絡を受けた地域包括支援センターが専門機関などの必要なサービスにつなげます。
「話し相手がほしい方」「ちょっとした相談相手がほしい方」「孤立のおそれのある方」には、地域包括支援センターが『絆のあんしん協力員』をご紹介します。

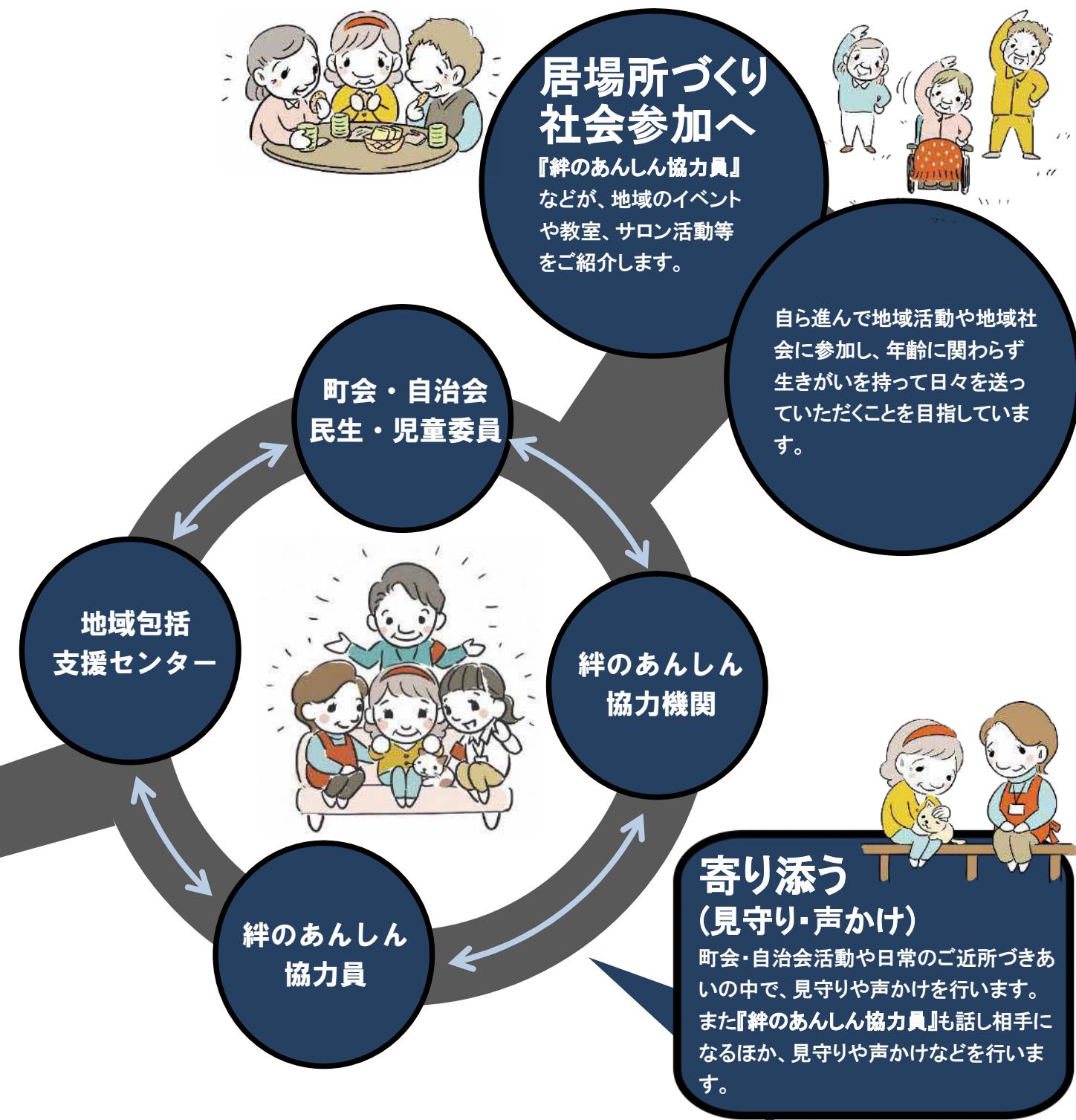


孤立ゼロプロジェクトの調査とは？

介護保険サービスを利用していない70歳以上の単身の世帯と75歳以上の方のみの世帯へ「世間話をする頻度」「困りごとの相談相手」などについて、町会・自治会、民生・児童委員のみなさんが、区の情報をもとに聴き取り調査を行います。調査の結果、孤立のおそれがあると判断された場合には、関係機関や必要な行政サービスにつなぎます。

『絆のあんしん協力員』とは？

困りごとの相談相手がいない方や地域で気になる方に対し、買い物のついでなどでちょっとした見守りや声かけをしていただく方です。『絆のあんしん協力員』については、担当地域の地域包括支援センターへお問い合わせください。



見守りや声かけの対象者・サービス内容

- **対象者**
65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯で、「絆のあんしん協力員」による見守りや声かけを希望される方
- **サービス内容**
ボランティアとして登録していただいた区内在住・在勤の方による見守りや声かけなどの活動を通じて、地域と関わるきっかけづくりを行う。
詳しい内容やご相談は、担当地域の地域包括支援センター、または絆づくり担当課（電話 03-3880-5184 FAX 03-3880-5603）へお問い合わせください。

5 健 康

(1) 各種健(検)診

内容	料金	問先
特定健診 後期高齢者医療健診 健康増進健診	無料	データヘルス推進課 データヘルス推進係 (南館2階) 電話 3880-5601 FAX 3880-5602
胃がんハイリスク検診	1,000円	
胃がん内視鏡検診	2,000円	
肺がん検診 (胸部X線検査・かく痰検査)	800円 1,100円 (かく痰含む)	データヘルス推進課 健診事業係 (南館2階)
大腸がん検診	300円	電話 3880-5121 FAX 3880-5602
子宮頸がん検診	500円	
乳がん検診	500円	
前立腺がん検診	800円	
肝炎ウイルス検診	無料	
成人歯科健診 後期高齢者歯科健診	無料	データヘルス推進課 歯科口腔保健推進担当 (南館2階) 電話 3880-0768 FAX 3880-5602

※ がん検診は自己負担額免除制度あり。各健(検)診の年齢等詳細な条件については、担当係までお問い合わせください。

(2) インフルエンザの定期予防接種費用助成

対象	65歳以上の区民の方及び60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能障がい（身体障害者手帳1級相当）のある区民の方
自己負担金	無料（自己負担分を助成しています）
問先	■保健予防課予防接種係 (南館2階) 電話 3880-5094 FAX 3880-5602

(3) 肺炎球菌の定期予防接種費用助成

対象	過去に一度も23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを接種したことのない、接種日時点で65歳の区民の方、及び60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能障がい（身体障害者手帳1級相当）のある区民の方
自己負担金	無料（自己負担分を助成しています）
問先	■保健予防課予防接種係（南館2階） 電話 3880-5094 FAX 3880-5602

(4) 新型コロナウイルスの定期予防接種費用助成

対象	65歳以上の区民の方及び60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能障がい（身体障害者手帳1級相当）のある区民の方
自己負担金	無料（自己負担分を助成しています）
問先	■保健予防課予防接種係（南館2階） 電話 3880-5094 FAX 3880-5602

(5) 帯状疱疹の定期予防接種費用助成

対象	過去に一度も帯状疱疹ワクチンを接種したことのない、令和7年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる区民の方、及び60歳以上65歳未満で免疫機能障がい（身体障害者手帳1級相当）のある区民の方 ※ 101歳以上の区民の方は、令和7年度に限り定期予防接種の対象です。
自己負担金	無料（自己負担分を助成しています） ※ 生ワクチン（ビケン）1回接種、不活化ワクチン（シングリックス）2回接種のうち、どちらか一方を接種。
問先	■保健予防課予防接種係（南館2階） 電話 3880-5094 FAX 3880-5602

(6) 帯状疱疹の任意予防接種費用一部助成

対象	50歳以上の区民の方 ※ 定期接種対象者を除く
助成額	【生ワクチン（ビケン）】5,000円／回（1回助成） 【不活化ワクチン（シングリックス）】10,000円／回（2回助成） ※ 接種費用のうち、上記の金額を助成します。
問先	■保健予防課予防接種係（南館2階） 電話 3880-5094 FAX 3880-5602

(7) 健康づくり

事業名	内 容	問先
ふれあい遊湯う	健康増進を目的に、住み慣れた街の銭湯で入浴と脳トレや体操などの健康に関する事業を行います。 参加費（入浴料含む）200円	
はつらつ教室	運動および口腔機能、栄養に関する知識を得ることを目的に地域学習センターなどで開催します。	高齢者地域包括ケア 推進課 はつらつ高齢者支援 係 電話 3880-5642 FAX 3880-5614
みんなで元気 アップ教室	運動プログラムを活用した介護予防教室を実施し、将来の自主グループ化を目指します。	
元気アップサポーター養成研修	住民主体の自主グループ活動継続のコツを学ぶ研修を開催します。	
はつらつ測定会	体力・認知機能の測定を一日でできる測定会です。区内の地域学習センター・生涯学習センターで毎月開催します。	
ウォーキング 教室	区内外の独自コースを指導員とともに歩きます。	スポーツ振興課 振興係 電話 3880-5826 FAX 3880-6028
パークで筋トレ	公園や広場を活用した、ストレッチ、ウォーキング、軽い筋トレなどの健康体力づくりを行います。	

(8) マッサージ

対象	区内在住の73歳以上の方
費用	無料
問先	■障がい福祉課障がい福祉係（北館1階） 電話 3880-5255 FAX 3880-5754

6 後期高齢者医療

75歳になると、医療制度が変わります。75歳の誕生日から後期高齢者医療制度の被保険者になります。また、65歳以上で一定の障がいのある方も申請により対象になる場合があります。

【問先】高齢医療・年金課資格収納係（北館2階）

電話 3880-6041 FAX 3880-5981

7 国民年金（老齢基礎年金）

原則として10年以上保険料を納付（免除・納付猶予期間なども含む）した方が65歳になったときに支給されます。希望により受給年齢を繰り上げ、または繰り下げるることができます。

また、老齢基礎年金を受給されている方には、老齢（補足的老齢）年金生活者支援給付金が支給されます。ただし、給付金には所得要件等があり、保険料の納付済月数等により給付額も異なります。

【問先】高齢医療・年金課国民年金係（北館2階）

電話 3880-5849 FAX 3880-5981

※ 厚生年金の加入歴がある方・国民年金第3号被保険者の加入歴がある方
足立年金事務所

所在地 足立区綾瀬2-17-9

電話 3604-0111

8 住まい探し

(1) 区営シルバーピア（高齢者集合住宅）

内容	65歳以上の人一人暮らしで、住宅にお困りの方が、安心して自立した生活が送れるよう民間住宅を足立区が借り上げた集合住宅です。居室内に緊急通報装置や手すりを設置しています。 また、入居者の緊急時の対応を行う生活援助員等が住宅内にいます。
利用資格	以下の全てに該当している方 ① 65歳以上の方 ② 一人暮らしで配偶者がいない方 ③ 住宅にお困りの方 ④ 足立区内に引き続き3年以上住んでいる方 ⑤ 定められた所得基準以下の方 ⑥ 暴力団員でない方
問先	■住宅課住宅管理係（中央館4階） 電話 3880-5938 FAX 3880-5615

(2) 軽費老人ホーム（ケアハウス）

身体がやや弱ったため不安を持っている、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦の方などに、安心して自立した生活を続けていただくための施設です。食事の提供や生活相談などが受けられ、共同浴場が利用できます。通年で募集していますので、直接施設にお申し込みください。申込方法等は、区のホームページでもご確認いただけます。

【問先】高齢者地域包括ケア推進課施設係（北館1階）

電話 3880-5498 FAX 3880-5614

	施設名・種別	所 在 地	電話番号（上段）
			F A X（下段）
1	ケアハウス足立万葉苑 (都市型軽費老人ホーム)	六月 2-11-20	5851-8256 3858-1700
2	ケアハウスはごろも (軽費老人ホーム)	西新井 5-34-1	5837-8910 5837-8911
3	ケアハウスレスペート千住 (都市型軽費老人ホーム)	千住桜木 2-11-8	6684-1010 5284-8803
4	ケアハウス六月 (軽費老人ホーム)	六月 1-6-1	5242-0305 5242-0010
5	茂ホーム (都市型軽費老人ホーム)	谷中 1-17-7	3620-5188 3620-5228

(3) サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住の安定を確保することを目的に設けられた、バリアフリー構造等を有する住宅で、ケアの専門家（医師や看護師、介護福祉士など）による安否確認サービスや生活相談サービスを提供しています。

下記URLから足立区内の住宅を検索できます。

ホームページ：<https://www.satsuki-jutaku.jp/>

(4) お部屋さがしサポート

内容	高齢などの理由で住まい探しにお困りで、新たに住宅をお探しの方等に、不動産団体の協力を得て、民間賃貸住宅のお部屋さがしをサポートします。 ※ 家賃の補助や軽減を行うサービスではありません。
利用資格	以下の全てに該当する方 ① 足立区内に住んでいて区内転居を希望される方 ② 立ち退き要求を受けるなど、住宅にお困りの方 ③ 独立して日常生活を営むことができる方 ※ 生活保護受給者の方は、福祉事務所の担当を通じてご相談ください。
費用助成	65歳以上の単身高齢者の方を対象に、以下の費用助成があります。 ① 家賃債務保証料（初回のみ上限を5万円までとし、区と協定を締結した保証会社に限る） ② 少額短期保険料（初回のみ上限1万円まで） ③ 見守り機器設置及び使用料（自己負担額なし） ※ 対象者はお部屋さがしサポート事業により賃貸契約に至った方 ※ 費用助成は条件がありますので、下記までお問い合わせください。
問先	■住宅課住宅計画係（中央館4階） 電話 3880-5963 FAX 3880-5615

9 お祝い、趣味、学習、交流、社会参加、しごと

(1) 長寿のお祝い

内容	白寿（99歳）、米寿（88歳）、喜寿（77歳）の方へ、敬老の日の前後に記念品を贈呈します。 白寿（99歳）：区内共通商品券2万円分と長寿証 米寿（88歳）：区内共通商品券1万円分 喜寿（77歳）：区内共通商品券5千円分
対象	8月1日現在足立区民の方で、その年の4月2日から翌年の4月1日の間に白寿（99歳）、米寿（88歳）、喜寿（77歳）を迎える方
贈呈方法	白寿（99歳）：希望の住所地へゆうパックにて郵送（敬老の日配達指定） 米寿（88歳）：簡易書留による郵送（敬老の日前後に配達） 喜寿（77歳）：簡易書留による郵送（敬老の日前後に配達）
問先	■高齢者地域包括ケア推進課調整係（北館1階） 電話 3880-5886 FAX 3880-5614

(2) 悠々館（住区センター・コミュニティセンター）

内容	区内に48館ある悠悠館は「生きがいづくり」「仲間づくり」「健康づくり」などの拠点として利用者同士のコミュニティの場となっています。住区センター悠悠館、鹿浜いきいき館悠悠館、悠悠会館では、自由に囲碁、将棋、バッパーなどができます。 また、体操、ダンス、カラオケ、民謡、手芸、生花、書道や健康講座などさまざまな事業や教室活動を行っています。
対象	60歳以上の方
問先	■住区推進課住区支援係（南館3階） 電話 3880-5868 FAX 3880-5603

(3) 住区 de 団らん

内容	住区（コミュニティ）センター悠久館で、団らんやゲーム、脳トレ等の時間と、夕食（持参または注文のお弁当）の場を提供しています。各館、工夫をこらした内容で、皆様をお待ちしています。どなたでも参加できます。初めての方も大歓迎です。
日程	月に1～2回
時間	午後5時から午後7時まで（時間変更の場合あり） ※ 詳しい時間は各館（46ページ～48ページ参照）にお問い合わせください。
対象	60歳以上の方
問先	■住区推進課住区推進係（南館3階） 電話 3880-5868 FAX 3880-5603 ■悠久館（住区センター・コミュニティセンター） 46ページ～48ページ参照

<悠久館一覧>

◎ FAX表記のない施設のFAX番号は電話番号と同じ

番号	悠久館名	所在地	電話・FAX番号
1	ア 青井	青井 5-11-40-101	3852-3750
2	綾瀬	綾瀬 3-17-9	3628-9908
3	イ 伊興	伊興 5-22-13	3855-2707
4	入谷	舍人 6-12-4-101	3855-1050
5	ウ 梅島	梅島 2-14-5	3849-6374
6	梅田	梅田 6-26-1	3848-3421
7	オ 桜花	花畠 6-4-16	3850-7190
8	扇	扇 1-47-38	3896-0688
9	大谷田	大谷田 1-1-2-101	3629-5460
10	大谷田谷中	大谷田 4-16-6	5697-3390
11	興本	本木東町 17-10	3889-0388
12	押皿谷	鹿浜 8-27-15	3857-4231
13	カ 加賀	加賀 2-31-6-101	3857-4639
14	加平	加平 1-10-6	3605-8842
15	ク 栗島	中央本町 4-5-2	3848-3471
16	栗原北	栗原 4-19-15	3899-8761

番号	悠々館名	所 在 地	電話・FAX 番号
17	コ 弘道	弘道 2-16-1-101 ※ 空調設備改修工事のため、年度内休館期間有	3840-9354
18	江南	小台 2-4-18	3914-3427
19	江北	江北 2-8-2 ※ 大規模改修工事のため、年度内休館期間有	3890-6224 (FAX) 3890-6293
20	五反野	西綾瀬 2-1-13	3886-2643
21	サ 佐野	佐野 2-43-5	3628-3277
22	シ 鹿浜	鹿浜 6-8-1	3857-6550
23	鹿浜いきいき館	鹿浜 2-24-2	3853-5071 (FAX) 3853-5078
24	島根	島根 4-19-1-101	3850-9966
25	新田	新田 2-2-2	3912-3421
26	神明	神明南 2-6-19	5682-5089
27	セ 千住あずま	千住東 2-21-18	3882-1218
28	千住河原町	千住河原町 6-4	3870-7228
29	千住本町	千住 5-6-2	3870-6221
30	千住柳町	千住柳町 12-5	3870-3490 (FAX) 3870-3491
31	タ 竹の塚六月	六月 2-26-3-101	3850-3494
32	チ 中央本町	中央本町 3-15-1	3852-1434
33	ト 東和	東和 3-12-9	3628-6206 (FAX) 3628-6207
34	舎人	舎人 1-3-26	3857-0881
35	ナ 長門	中川 2-24-2-101 ※ 大規模改修工事のため、年度内休館期間有	3629-8231
36	中川地域センター (長門住区センター分館)	中川 4-43-4 (中川区民事務所 2階)	5616-3115

番号	悠久館名	所在地	電話・FAX 番号
37	二 西新井	西新井1-4-17	3854-1527 (FAX) 3897-5010
38	西新井栄町	西新井栄町3-1-6-101	3880-7705
39	西新井本町	西新井本町2-30-37	3890-5555 (FAX) 3890-8500
40	西伊興	西伊興1-12-12	3896-7362
41	八 花畠	花畠4-16-8	3850-2602
42	花保	東保木間1-25-4-101	3884-1229
43	ヒ 東綾瀬	東綾瀬1-28-7	5697-3370
44	東伊興	東伊興1-5-22	3899-8531
45	平野	平野2-2-14	3884-7765
46	フ 渕江	西保木間1-2-1-101	3850-3467
47	ホ 保塚	保塚町7-16	3858-1876
48	ミ 南花畠	南花畠3-14-7	3859-9868
49	ム 六木	六木3-39-5-101	3629-1716
50	モ 本木関原	関原1-21-11	3849-9735
51	ユ 悠々会館	西保木間4-9-1	3859-9732

※ 年度途中、改修工事や空調工事等のため移転や休館になる場合があります。

また月に1度、清掃等のため館内整理日があります。詳しくは、各悠久館にお問い合わせください。

(4) 学習センター（生涯学習センター・地域学習センター）

学習センターでは、健康づくりから趣味・教養に関することまで多種多彩な講座を開催しています。また、数多くのサークルが活動していて、サークル活動を通じて地域とのふれあいの場を持つこともできます。詳しくは各学習センターにお問い合わせください。

【問先】生涯学習支援課生涯学習支援第一係・第二係（南館3階）

電 話 3880-5467・5468

FAX 3880-5603

<学習センター一覧>

番号	センター名	所 在 地	電話番号（上段） F A X（下段）
1	生涯学習センター	千住 5-13-5	5813-3730 3870-8407
2	伊興地域学習センター	伊興 2-4-22	3857-6537 3853-0429
3	梅田地域学習センター	梅田 7-33-1	3880-5322 3880-5383
4	興本地域学習センター	興野 1-18-38	3889-0370 3889-9760
5	江北地域学習センター	江北 3-39-4	3890-4522 3890-5212
6	佐野地域学習センター	佐野 2-43-5	3628-3273 5682-6981
7	鹿浜地域学習センター	鹿浜 6-8-1	3857-6551 3855-3649
8	新田地域学習センター	新田 2-2-2	3912-3931 3912-1794
9	竹の塚地域学習センター	竹の塚 2-25-17	3850-3107 3850-0233
10	中央本町地域学習センター	中央本町 3-15-1	3852-1431 3852-1143
11	東和地域学習センター	東和 3-12-9	3628-6201 3628-9133
12	舎人地域学習センター	舎人 1-3-26	3857-0008 3897-6136
13	花畠地域学習センター	花畠 4-16-8	3850-2618 3850-2623
14	保塚地域学習センター	保塚町 7-16	3858-1502 3850-9961

(5) ふれあいサロン支援事業

内容	地域のみなさんが気軽に参加できる交流の場が「ふれあいサロン」です。地域住民が主催者となり、趣向を凝らして運営しています。体操、脳トレ、おしゃべり、ゲーム、健康麻雀などサロンによって内容はさまざまです。仲間づくり、生きがいづくり、介護予防にもつながるサロンに、ぜひご参加ください。また、新たなサロンを立ち上げたい方を募集しています。お気軽にお問合せください。
対象	どなたでも
問先	■基幹地域包括支援センター 電話 6807-2127 FAX 5681-3374

(6) 元気応援ポイント事業（ボランティア活動交付金）

内容	指定の区内介護施設などでボランティア活動をして、ポイントを集めると、ポイントに応じて活動交付金（年間上限15,000円）が交付されます。
対象	介護サービスを利用していない65歳以上の区民の方
問先	■介護保険課介護保険係（北館1階） 電話 3880-5887 FAX 3880-5621

(7) シルバー人材センター

内容	企業や家庭、公共団体などから様々な仕事を引き受けて、地域の経験豊かな高齢者の方々に提供しています。
入会資格	足立区にお住まいの健康で働く意欲のある60歳以上の方で、会員同士の連携や地域への貢献など、シルバー人材センターの趣旨に賛同された方であれば、会員になることができます。 ※ ただし継続的に働きたい、決まった収入を得たいと考える方は適しません。
問先	■公益社団法人足立区シルバー人材センター 電話 5856-6866 FAX 5856-6533

(8) 老人クラブ

内容	同じ地域の高齢者の方が集まり、長年培ってきた経験と知識を生かし、老後の生活を豊かにするとともに、高齢者福祉の増進を図つていこうと様々な活動をしている集まりです。あなたも元気に一緒に活動してみませんか。まずは、お問い合わせください。
対象	60歳以上の方（60歳未満の方でも準会員として入会できます）
問先	■高齢者地域包括ケア推進課調整係（北館1階） 電話 3880-5886 FAX 3880-5614

老人クラブとは

老人クラブは、同じ地域の60歳以上（60歳未満の方でも準会員として入会できます）の高齢者が集まり、長年培ってきた経験と知識を生かし、老後の生活を豊かなものにするとともに高齢者福祉の増進を図つていこうと、様々な活動を行っています。

活動は、次の四本の柱を主として総合的に行われています。

ア 社会奉仕活動

例：社会福祉施設への慰問、清掃活動、リサイクル運動、各種募金等



イ 友愛活動

例：一人暮らしや寝たきり高齢者への訪問、日常的な「愛の一声運動」等

ウ 生きがいを高めるための活動

例：講演会、学習会、趣味の集まり（書道・絵画・手芸・カラオケなど）等

輪投げ大会の様子

エ 健康づくりをすすめる活動

例：軽スポーツ（輪投げ、ペタンクなど）、健康教室、介護予防教室等

足立区老人クラブに加入しましょう！

老人クラブに関する問い合わせは

■高齢者地域包括ケア推進課調整係（北館1階）

電話 3880-5886 FAX 3880-5614

高齢者くらしのガイド

令和7年度改訂版

令和7年12月発行

発 行 足立区

編 集 足立区 高齢者施策推進室 高齢者地域包括ケア推進課

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1

電 話 03-3880-5886

FAX 03-3880-5614